国立大学法人電気通信大学事務組織規程

制定　昭和37年7月16日
最終改正　令和7年6月19日規程第5号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　組織及び職制（第２条－第14条）
第３章　所掌事務（第15条－第26条）
第４章　雑則（第27条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第１６条第２項の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）の事務組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　組織及び職制

（事務組織）

第２条　事務組織は、次条各項に定めるところにより構成する。

第３条　本学に、次の３部を置く。

総務部
学務部
学術国際部

２　総務部に、次の６課を置く。

総務企画課
人事労務課
財務課
経理調達課
施設課
研究科等事務課

３　学務部に、次の３課を置く。

教務課
学生課
入試課

４　学術国際部に、次の３課を置く。

研究推進課
学術情報課
国際課

５　総務企画課に広報・基金・卒業生室を、人事労務課に労務安全室を、経理調達課に納品検収室を、研究推進課に博士育成支援室を置く。
６　各課等（第２項から第４項までに規定する課（以下「各課」という。）及び前項に規定する課に置く室（以下「各課の室」という。）をいう。以下同じ。）に、別表のとおり係を置く。
第４条　削除
（部長）
第５条　各部に、部長を置く。
２　部長は、各部の事務を統括する。
（課長）
第６条　各課に、課長を置く。
２　課長は、上司の命を受け、各課の事務を処理する。
第７条　削除
（室長）
第８条　各課の室に、室長を置く。
２　室長は、上司の命を受け、室の事務を処理する。
（参事役）
第９条　各課に、参事役を置くことができる。
２　参事役は、上司の命を受け、特に高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理する。
（課長補佐及び室長補佐）
第10条　各課等に、課長補佐及び室長補佐を置くことができる。
２　課長補佐及び室長補佐は、課長及び室長の職務を補佐する。
（専門員）
第11条　各課等に、専門員を置くことができる。
２　専門員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は経験を必要とする事務を処理するとともに専門的見地から上司の職務を補佐する。
（係長）
第12条　各課等の係に係長を置く。
２　係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。
（専門職員）
第13条　各課等に、専門職員を置くことができる。
２　専門職員は、上司の命を受け、専門的知識又は経験を必要とする特定の事務を処理する。
（主任）
第14条　各課等の係に、主任を置くことができる。
２　主任は、係長を助け、相応の知識又は経験を必要とする事務を処理する。

第３章　所掌事務

（総務企画課）

第15条　総務企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 本学の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議等に関すること。
(3) 渉外に関すること。
(4) 自動車の運行管理に関すること。
(5) 文書の管理等に関すること。
(6) 公印の制定及び管守に関すること。
(7) 職員の身分証明書に関すること。
(8) 郵便業務に関すること。
(9) 秘書業務に関すること。
(10) 企画・戦略に関すること。
(11) 中期目標・中期計画等に関すること。
(12) 大学の自己点検・評価等に関すること。
(13) 組織の設置及び改廃（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(14) 諸規則等の制定及び改廃に関すること。
(15) 基幹統計調査等に関すること。
(16) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
(17) 評価室に関すること。
(18) 企画調査室に関すること。
(19) 内部監査室における業務運営面の監査に関すること。
(20) ＩＲ室に関すること。
(21) 大学広報に関すること。
(22) 大学ホームページに関すること。
(23) 広報センターに関すること。
(24) 大学基金に関すること。
(25) 卒業生、同窓会に関すること。
(26) 地域との連携推進事業に関すること。
(27) 公開講座等生涯学習に関すること。
(28) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(29) その他他の課の所掌に属しないこと。
２　広報・基金・卒業生室は、前項第２１号から第２７号までに掲げる事務をつかさどる。
（人事労務課）
第16条　人事労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 人事労務事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 任免に関すること。
(3) 人件費管理に関すること。
(4) 給与及び所得税等に関すること。
(5) 謝金に関すること。
(6) 研修その他能力開発に関すること。
(7) 人事評価に関すること。

(8) 学術院教授会等に関すること。
(9) 名誉教授に関すること。
(10) 文部科学省共済組合に関すること。
(11) 服務に関すること。
(12) 兼業に関すること。
(13) ハラスメント等の防止等に関すること。
(14) 職員団体に関すること。
(15) 労使協定に関すること。
(16) 勤務時間、休暇等に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(17) 職員研修所に関すること。
(18) 保育施設に関すること。
(19) 栄典及び表彰に関すること。
(20) 出張に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(21) 福利厚生に関すること。
(22) 退職慰労金及び退職手当に関すること。
(23) 男女共同参画・ダイバーシティ戦略の推進（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(24) 社会保険及び労働保険に関すること。
(25) 安全衛生関係事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(26) 廃棄物（施設関係を除く。）の処理に関すること。
(27) 遺伝子組換え実験、動物実験及び人を対象とする研究に関すること。
(28) 放射性同位元素の取扱い及び管理に関すること。
(29) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。

２　労務安全室は、前項第１０号から第２８号までに掲げる事務をつかさどる。

（財務課）

第17条　財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 財務事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 会計法規に関すること。
(3) 会計検査等に関すること。
(4) 内部監査室における会計経理面の監査に関すること。
(5) 予算及び決算に関すること。
(6) 資金の管理・運用に関すること。
(7) 債権の管理に関すること。
(8) 収入に関すること。
(9) 支出に関すること。
(10) 計算証明に関すること。
(11) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(12) その他財務に関すること。

（経理調達課）

第18条　経理調達課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 経理調達事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 旅費に関すること。
(3) 物品（図書を除く。）の調達及び役務等の契約に関すること。
(4) 資産（図書を除く。）の管理に関すること。
(5) 職員宿舎に関すること。
(6) 警備及び構内交通対策に関すること。
(7) 防火及び防災に関すること。
(8) 清掃に関すること。
(9) 環境物品等の調達に関すること。
(10) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(11) その他経理調達に関すること。

２　納品検収室は、物品（図書を除く。）の納品検収等に関する事務をつかさどる。

（施設課）

第19条　施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 施設整備の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 施設に係る予算・契約に関すること。
(3) 施設マネジメントに関すること。
(4) 施設に関する技術的事項及び法令手続に関すること。
(5) 環境保全関係事務（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(6) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(7) その他施設に関すること。

（研究科等事務課）

第20条　研究科等事務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 情報理工学研究科、情報理工学域及び情報システム学研究科（以下「研究科等」という。）の事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 研究科等の教授会及び代議員会の運営に関すること。
(3) 情報システム学研究科の各種委員会に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(4) 研究科等の外部連携機関との連絡調整に関すること。
(5) 研究科等の職員（非常勤講師を除く。）の勤務時間及び休暇に関すること。
(6) 研究科等の職員の出張（外国出張を除く。）に関すること。
(7) 研究科等の事務室の管理運営に関すること。
(8) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(9) その他研究科等の事務に関すること。

（教務課）

第21条　教務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 学務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 入学式、卒業式及び学位記授与式に関すること。
(3) 学生の学籍及び異動に関すること。
(4) 教育課程及び授業に関すること。

(5) 教員免許等資格に関すること。
(6) 学生の修学指導に関すること。
(7) 学生の学業成績の整理及び記録に関すること。
(8) 学生及び卒業生の諸証明に関すること。
(9) 全学教育・学生支援機構及び大学教育センターに関すること。
(10) スーパー連携大学院推進室に関すること。
(11) グローバル化教育機構に関すること。
(12) 競争的資金の獲得支援に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(13) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(14) その他教務に関すること。

（学生課）

第22条　学生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 学生支援の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 学生の規律及び賞罰に関すること。
(3) 学生相談に関すること。
(4) 学生の保健管理に関すること。
(5) 学生の課外活動に関すること。
(6) 学生の福利厚生に関すること。
(7) 学生寮及び学生宿舎の管理及び運営に関すること。
(8) 学生の経済支援に関すること。
(9) 全学教育・学生支援機構及び学生支援センターに関すること。
(10) 課の所掌事務に係る競争的資金に関すること。
(11) 学園活動後援会との連絡に関すること。
(12) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(13) キャリア支援センターに関すること。
(14) その他学生支援に関すること。

（入試課）

第23条　入試課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 入学者選抜の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 学生の募集に関すること。
(3) 入学者の選抜試験に関すること。
(4) 入学者選抜方法に関すること。
(5) 全学教育・学生支援機構及びアドミッションセンターに関すること。
(6) 入試広報に関すること。
(7) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(8) その他入学者の選抜に関すること。

（研究推進課）

第24条　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 研究推進及び産学連携の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 研究推進事業に関すること。

(3) 産学官との連携推進事業に関すること。
(4) 学術団体等との連絡に関すること。
(5) 科学研究費助成事業、その他課の所掌事務に係る競争的資金に関すること。
(6) 共同研究、受託研究及び奨学寄付金の受入れに関すること。
(7) 受託事業（他の課の所掌事務に係るものを除く。）に関すること。
(8) 外部研究者等の受入れに関すること。
(9) 知的財産に関すること。
(10) 利益相反マネジメントに関すること。
(11) 安全保障輸出管理に関すること。
(12) 教育研究センター等（宇宙・電磁環境研究センターを除く。）に関すること。
(13) 研究ステーションに関すること。
(14) オープンラボ、インキュベーション施設及び１００周年キャンパス共同研究施設の使用者選考に関すること。
(15) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(16) その他研究推進及び産学官連携の推進に関すること。

２　博士育成支援室は、博士育成システム推進室及び博士育成支援に関する事務をつかさどる。

（学術情報課）

第25条　学術情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 図書館事務の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 図書館資料の選択及び収集に関すること。
(3) 図書館資料の購入及び受入れに関すること。
(4) 資産（図書）の管理に関すること。
(5) 図書館資料の分類及び目録に関すること。
(6) 図書館資料の利用及び管理に関すること。
(7) 学術情報の収集及び提供並びに電子図書館に関すること。
(8) 文献等の複写、その他レファレンスサービスに関すること。
(9) 事務情報化の推進に関すること。
(10) 情報基盤センターに関すること。
(11) ＵＥＣコミュニケーションミュージアムに関すること。
(12) 課の所掌事務に関する調査、統計その他諸報告に関すること。
(13) その他学術情報事務及び図書館事務に関すること。

（国際課）

第26条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 国際交流事務及び留学の総括及び連絡調整に関すること。
(2) 国際交流協定の締結及び国際交流協定校（以下「協定校」という。）との連絡調整に関すること。
(3) 協定校との交流事業に関すること。
(4) 日本学術振興会の国際交流事業に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(5) 外国人研究者に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(6) 国際シンポジウムの支援に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(7) 外国出張に係る査証取得に関すること。
(8) 留学生の受入れに関すること。
(9) 学生の海外留学に関すること。
(10) 留学生の学生生活等相談及び地域交流活動に関すること。
(11) グローバル化教育機構に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
(12) 国際教育センターに関すること。
(13) ＵＥＣ ＡＳＥＡＮ教育研究支援センターに関すること。
(14) ＵＥＣ中国教育研究支援センターに関すること。
(15) 国際社会実装センターに関すること。
(16) 課の所掌事務に係る競争的資金に関すること。
(17) その他国際交流事務及び留学に関すること。

第４章　雑則

第27条　この規程に定めるもののほか、事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和３７年７月１６日から施行する。

電気通信大学事務組織規程（昭和２４年６月１日）は廃止する。

附　則　（昭和38年4月24日）

この規則は、昭和３８年４月２４日から施行する。

附　則　（昭和39年1月1日）

この規則は、昭和３９年１月１日から施行する。

附　則　（昭和40年4月1日）

この規則は、昭和４０年４月１日から施行する。

附　則　（昭和43年12月18日）

この規則は、昭和４３年１２月１８日から施行し、昭和４３年９月１日から適用する。

附　則　（昭和46年8月16日）

この規則は、昭和４６年８月１６日から施行する。

附　則　（昭和47年6月1日）

この規則は、昭和４７年６月１日から施行する。

附　則　（昭和48年11月1日）

この規則は、昭和４８年１１月１日から施行する。

附　則　（昭和50年4月22日）

この規則は、昭和５０年４月２２日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附　則　（昭和51年4月12日）
この規則は、昭和５１年４月１２日から施行し、昭和５１年４月１日から適用する。

附　則　（昭和53年10月1日）
この規則は、昭和５３年１０月１日から施行する。

附　則　（昭和59年5月1日）
この規則は、昭和５９年５月１日から施行する。

附　則　（昭和61年4月1日）
この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則　（昭和62年10月1日）
この規則は、昭和６２年１０月１日から施行する。

附　則　（昭和63年4月1日）
この規則は、昭和６３年４月１日から施行する。

附　則　（平成元年4月1日）
この規則は、平成元年４月１日から施行する。
各課及び事務部においては、この規則に定める当該課又は事務部の事務を所掌するほか、短期大学部が存続する間、平成元年３月３１日において短期大学部事務部から当該課又は事務部に引き継がれた事務を所掌するものとする。
課長又は事務長は、短期大学部部長のもとに、前項の事務を処理するものとする。

附　則　（平成元年6月5日）
この規則は、平成元年６月５日から施行し、平成元年５月２９日から適用する。

附　則　（平成2年4月1日）
この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則　（平成3年5月27日）
この規則は、平成３年５月２７日から施行し、平成３年４月１日から適用する。

附　則　（平成7年4月1日）
この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則　（平成8年5月11日）
この規則は、平成８年５月１１日から施行する。

附　則　（平成9年5月8日）
この規則は、平成９年５月８日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附　則　（平成10年4月1日）
この規則は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則　（平成10年4月9日）

この規則は、平成１０年４月９日から施行する。

附　則　（平成12年4月1日）

この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則　（平成13年4月1日）

この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則　（平成15年4月1日）

この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則　（平成16年4月1日）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則　（平成18年4月19日規程第5号）

この規程は、平成１８年４月１９日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則　（平成20年3月25日規程第11号）

１　この規程は、平成２０年３月２５日から施行し、平成１９年１２月１日から適用する。

２　電気通信大学事務組織細則（昭和３７年７月１６日）は廃止する。

附　則　（平成20年4月1日規程第7号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則　（平成21年3月3日規程第77号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則　（平成22年7月21日規程第55号）

この規程は、平成２２年８月１日から施行する。

附　則　（平成22年10月19日規程第96号）

この規程は、平成２２年１０月１９日から施行する。

附　則　（平成23年4月26日規程第2号）

この規程は、平成２３年４月２６日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則　（平成23年7月20日規程第21号）

この規程は、平成２３年７月２０日から施行する。

附　則　（平成24年10月1日規程第113号）

この規程は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則　（平成25年2月26日規程第118号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　（平成25年3月22日規程第124号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　（平成26年1月21日規程第35号）
この規程は、平成２６年２月１日から施行する。

附　則　（平成26年2月26日規程第43号）
この規程は、平成２６年２月２６日から施行し、平成２６年２月１日から適用する。

附　則　（平成28年3月23日規程第58号）
この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（平成28年4月27日規程第3号）
この規程は、平成２８年４月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則　（平成28年7月27日規程第21号）
この規程は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則　（平成28年7月27日規程第25号）
この規程は、平成２８年８月１日から施行する。

附　則　（平成29年1月25日規程第66号）
この規程は、平成２９年２月１日から施行する。

附　則　（平成29年9月28日規程第12号）
この規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則　（平成30年3月28日規程第30号）
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則　（平成31年3月20日規程第64号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則　（令和2年9月14日規程第8号）
この規程は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則　（令和2年12月22日規程第46号）
この規程は、令和３年１月１日から施行する。

附　則　（令和4年3月31日規程第72号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則　（令和4年4月28日規程第13号）
この規程は、令和４年５月１日から施行する。

附　則　（令和4年5月19日規程第23号）
この規程は、令和４年６月１日から施行する。

附　則　（令和4年5月26日規程第25号）
この規程は、令和４年５月２６日から施行する。

附　則　（令和4年7月25日規程第34号）
この規程は、令和４年８月１日から施行する。

附　則　（令和4年9月15日規程第46号）
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則　（令和5年7月12日規程第11号）
この規程は、令和５年８月１日から施行する。

附　則　（令和5年12月22日規程第48号）
この規程は、令和５年１２月２２日から施行する。

附　則　（令和7年3月31日規程第48号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則　（令和7年6月19日規程第5号）
この規程は、令和７年８月１日から施行する。

別表（第３条関係）

各課等	係
総務企画課 広報・基金・卒業生室	総務係 秘書係 企画戦略係 法規・調査係 広報係 基金・卒業生係
人事労務課 労務安全室	人事企画係 任用係 給与係 共済係 職員係 労務安全係
財務課	財務係 予算係 出納係
経理調達課 納品検収室	経理係 契約第一係 契約第二係 管財係
施設課	施設企画係 建築係 電気設備係 機械設備係
研究科等事務課	研究科等事務第一係 研究科等事務第二係
教務課	教務係 学域教務係 大学院教務係 情報管理係
学生課	学生係 課外・厚生係 経済支援係 健康・相談係 就職支援係 キャリア教育係

入試課	入学試験係 大学院入試係
研究推進課 　博士育成支援室	研究推進係 産学官連携係
学術情報課	情報企画係 情報受入係 学術情報サービス係 情報システム係
国際課	国際企画係 学術交流係 留学生交流係